

事 務 連 絡
令和3年9月21日

各 国 民 健 康 保 険 組 合 事 務 (局) 長 様
三 重 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 事 務 局 長 様
三 重 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 事 務 局 長 様
三 重 県 医 師 会 長 様
三 重 県 歯 科 医 師 会 長 様
三 重 県 薬 剤 師 会 長 様

三重県医療保健部国民健康保険課長

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置に関する取扱いに
ついて

このことについて、別添のとおり厚生労働省保険局医療課から事務連絡がありましたので、ご了知のうえ、適切な取扱いをお願いします。

また、取扱いに遺漏のないよう、関係者等に周知をお願いいたします。

(事務担当 国民健康保険課市町国保支援班 山口)

TEL (059) 224-2285

FAX (059) 224-2340

E-mail yamagy11@pref.mie.lg.jp



事 務 連 絡

令和 3 年 9 月 16 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置に関する取扱いについて

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置に関する取扱いについて（令和 3 年 3 月 29 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）」において、令和 3 年 9 月 30 日までを期限とすることを示していたところである。今般、当該特例措置については終了とすることとしたため、貴管下の関係団体、保険医療機関及び保険薬局に周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

なお、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置に関する取扱いについて」（令和 3 年 3 月 29 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）は令和 3 年 9 月 30 日限り廃止する。

(別添)

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の概要

(該当する通知等の詳細は、※を参照ください。なお、特例措置は現に利用している保険医療機関のみが継続利用可能です。)

特例措置の概要		提出が必要な資料
1	仮設の建物による保険診療等	保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施できることとする。(平成23年3月15日付け事務連絡)
2	定数超過入院	医療法上の許可病床数を超えて患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。(平成23年3月15日付け事務連絡)
3	月平均夜勤時間数	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(7.2時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)
4	月平均夜勤時間数	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(7.2時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)
5	月平均夜勤時間数	震災の影響により、震災前に比して看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数が減少した保険医療機関については、月平均夜勤時間数が、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくても良いものとし、引き続き震災前の入院基本料を算定することができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)
6	看護配置	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)
7	看護配置	被災地に職員を派遣したことにより一時的に職員数が不足したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数及び入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)
8	看護配置	震災の影響により、震災前に比して看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数が減少した保険医療機関については、1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数及び入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくても良いものとし、引き続き震災前の入院基本料を算定することができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)
9	病棟以外への入院	被災地の医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院するべき病棟の入院基本料を算

特例措置の概要

提出が必要な資料

・別紙1
・全半壊等であることが分かる資料

・別紙1、2
(有床診療所は別紙1、4)

・別紙1、2、10、11
(有床診療所は別紙1、4、10、11)

・別紙1、2、10、11
(有床診療所は別紙1、4、10、11)

・別紙1、2、10、11、13
(有床診療所は別紙1、4、10、11、13)

・別紙1、2、10、11
(有床診療所は別紙1、4、10、11)

・別紙1、2、10、11
(有床診療所は別紙1、4、10、11)

・別紙1、2、10、11、13
(有床診療所は別紙1、4、10、11、13)

・別紙1、2、5
(有床診療所は別紙1、4、10、11、13)